

大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、既存単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽から浄化槽への設置替えに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/1（日間平均値）以下の機能及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号）に定める構造を有するものであって、5人槽から10人槽までのものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (3) 専用住宅 延べ面積の2分の1以上が申請者及びその家族の居住の用に供する建築物（借家を除く。）をいう。

(対象地域)

第3条 補助の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により市長が定めた事業計画に記載された予定処理区域以外の区域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象地域内の専用住宅において、既存単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽から浄化槽への設置替えをしようとする者であること。
- (2) 申請者又はその家族が専用住宅に1年以上居住していること。
- (3) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出を受理され、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けていること。
- (4) 販売の目的で建物を建築する者でないこと。
- (5) 申請受付時において、本市の市税等を完納していること（申請者が市外に在住している場合は、対象地域内の専用住宅に居住する世帯主が本市の市税等を完納していること。）。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、対象地域内の専用住宅において浄化槽の設置替え（本体設置工事に限る。以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、専用住宅の居住の用に供する部分の面積に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度として市長が認める額とする。

- (1) 床面積が130平方メートル以下の場合 332,000円
- (2) 床面積が130平方メートルを超える場合 414,000円
- (3) 前2号にかかわらず、台所及び浴室がいずれも2か所以上ある場合 548,000円

2 前項の規定にかかわらず、専用住宅の使用状況又は居住者数により、建築物の用途別における尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）A3302-2000）に基づき、当該専用住宅の建築用途に応じて算定される処理対象人員を許容するために最も適切な浄化槽を設置すべきであると市長が認めるときは、補助金の限度額を別に定めることができる。

(申請手続)

第7条 申請者は、規則第4条に規定する書類に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が他の市町村から本市に住所を移す者であるときは、第6号に掲げる書類については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出の後、速やかに提出するものとする。

- (1) 第4条第3号に掲げる要件を満たすことを証する書類
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽の構造図
- (4) 配置配管図
- (5) 補助事業に係る見積書の写し
- (6) 申請者に係る本市の住民票の写し（謄本）
- (7) 建物の平面図
- (8) 登録浄化槽管理票（C票）
- (9) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- (10) 小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会等の修了証の写し又は浄化槽法第42条第1項に規定する浄化槽設備士免状（昭和63年以降の資格取得者に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

(工事完了報告書)

第8条 補助対象者は、補助金に係る工事の完了後1月以内（前条の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知書を受領した日から1月以内）に工事完了報告書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(2) 浄化槽法定検査に係る手数料の受領証の写し

(3) 浄化槽チェックリストの写し

(4) 補助事業に係る請求書又は領収書の写し

(補助金の交付時期)

第9条 補助金は、前条の規定により提出された工事完了報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、浄化槽の設置が申請のとおり完了したことを確認した後に交付する。

(現場確認)

第10条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年告示第117号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第50号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第80号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第64号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 3 月28日告示第61号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年 4 月 1 日（以下「公表日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 公表日から平成31年 6 月30日までの間における改正後の第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第 1 項の日本産業規格」とあるのは「工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第 1 項の日本工業規格」とする。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	工事完了報告書	第 7 条
第 2 号様式	浄化槽チェックリスト	第 7 条